

マイナビ転職AGENT 企業規約

●定義

マイナビ転職AGENT（以下「本サービス」といいます）における用語の定義は、以下のとおりです。

人材紹介とは、当社が申込者および求職者の申込みを受け、申込者と求職者との間における雇用関係の成立を斡旋することをいいます。

新規採用者とは、当社が申込者に紹介し、申込者が採用することを決定した者をいいます。

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を識別できる情報（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できる情報を含みます）をいいます。

理論年収とは、月次給与の12ヵ月分、理論上の通年賞与および新規採用者と同等の申込者の被雇用者に対して支払われる諸手当（通勤手当を除く）の合計額をいいます。なお、年俸制をとる場合は年俸額を、1年未満の有期雇用契約の場合は契約期間を1年間とみなして換算した金額を理論年収とします。

●本サービスの内容

求職者の選考は、すべて申込者の責任において行うものとします。

申込者は、求める求人像の特定に協力するものとします。求人案件の内容に関する報告および会社案内等の資料提供を当社から依頼する場合があります。なお、求人案件や会社資料等に変更がある場合は速やかに当社へお知らせください。

申込者は、当社から求職者を紹介された後1年以内に、当該求職者について他の手段により応募があった場合には、当社の紹介による応募を優先して取り扱うものとします。

申込者が求職者の採用を決定した場合は、当社を通じて当該求職者に対して直ちにその旨を通知し、正式な採用内定通知書の交付と労働条件明示を書面により行うものとします。なお、採用することを決定するにあたり、求人票においてあらかじめ明示された労働条件から変更（特定、削除または追加を含みます）した労働条件によって採用する場合、申込者は、当該変更内容について、当社に通知したうえで、自らの責任において速やかに求職者に明示しなければなりません。

申込者が求職者の不採用を決定した場合は、当社を通じて求職者にその旨を通知しますので、直ちに当該事実をお知らせください。

申込者は、新規採用者の採用決定を取り消す場合、既に申込者と新規採用者との始期付解約権留付雇用契約または雇用契約の予約が成立していることに鑑み、すべて自らの責任において新規採用者との間に発生する紛争を処理するものとします。ただし、内定取消が専ら当社の責に帰すべき事由による場合は、この限りではありません。

求職者が複数の採用を得る可能性および申込者への入社を辞退する可能性があり、採用を決定しても入社が確約されるものではありません。

申込者が求職者を期間の定めのない雇用形態において雇用する社員として採用した場合において、当該新規採用者が入社後6ヶ月以内に退職（解雇による退職を除きます）したときには、速やかに当該事実を当社にお知らせください。また、当社から当該事実の有無について確認を受けた場合は、これに協力するものとします。

申込者は、求職者の本サービスの利用促進を目的として、当社の運営するインターネットサイトおよび連携先の求人に関するサイト・広告において、申込者の求人情報が掲載される場合があることをあらかじめ承諾するものとします。また、WEBデータの特質上、第三者により当該第三者のWEBサイト等に掲載されることがあることを承諾するものとします。

●紹介手数料

当社から紹介した求職者について入社した場合、申込者は、当社に対して紹介手数料を支払うものとし、その金額は新規採用者の理論年収額の35%とします。

紹介手数料は、以下の場合にも発生するものとします。

申込者が当社の紹介する求職者の不採用を決定した日もしくは申込者都合により選考を中止した日、または求職者が内定・入社辞退の意思を表示した日から1年以内に、申込者が本サービスを經由せず当該求職者に雇用の申込みをして当該求職者がこれを承諾した場合。

申込者の斡旋により申込者の関係会社が当該求職者を採用した場合。

申込者が求職者と委託契約その他これに準ずる契約を締結した場合。この場合、申込者および当該求職者との間で合意した1年間の想定報酬金額を理論年収とします。

紹介手数料は、新規採用者の入社した月の末日までに請求し、申込者は、これを新規採用者が入社した月の翌月末日までに当社指定の銀行口座に振込みにより支払うものとします。なお、振込手数料は申込者の負担とします。

申込者は、当社から紹介した求職者の採用決定を故意または重大な過失により当社に通知しなかった場合、紹介手数料に加え、当該紹介手数料と同額の違約金を支払うものとします。

●紹介手数料の返還

当社は、新規採用者が入社した日から90日以内に自己都合（申込者の責めに帰すべき事由を除く）により退職した場合または求職者の責めに帰すべき事由により解雇された場合、紹介手数料の50%を申込者に対して返還するものとします。この場合、申込者は、当社に対して、新規採用者の退職日から5営業日以内に退職の事実を書面または電子メールにより通知し、当社は、これを受け、退職を確認したうえで当該通知を受領した月の翌月末日までに申込者に対して返還するものとします。なお、振込手数料は当社の負担とします。

●有効期間

本サービスの有効期間は、申込日から1年間とします。ただし、有効期間満了1ヶ月前までに書面による解約の申し出がない場合、1年間更新され、以後も同様とします。ただし、本サービスの有効期間を別途定めた場合は、この限りではありません。

本契約終了時点で、求職者の選考を既に開始している場合は、本サービスの定めが適用されるものとします。

●情報の利用・管理等

申込者は、当社が開示する有形無形の営業上、技術上その他業務上の一切の情報および本サービスに関する契約内容を秘密に保持し、第三者に対して開示してはならず、また、本サービス以外の目的で使用することはできません。

次の各号のいずれかに該当する情報については、前項の規定を適用しないものとします。

相手方から開示を受ける前に、既に自己が保有していた情報。

相手方から開示を受ける前に、既に公知または公用となっていた情報。

相手方から開示を受けた後に、自己の責によらずに公知または公用となった情報。

正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報。

相手方から開示を受けた情報によらず、独自に開発した情報。

第1項項にかかわらず、当社は本サービスの提供に必要な範囲において当社の関連会社、委託先、ならびに自己および関連会社が依頼する弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザーに対して、秘密情報を開示することができます。ただし、当社は、開示先に対して秘密保持義務を課すものとし、当該開示先の行為について責任を負うものとします。

申込者は、求職者について採用するか否かにかかわらず、紹介されるすべての求職者の個人情報に法令により保護される対象であることを確認するものとします。

当社は、求人条件に何ら関連のない求職者の病歴等の機微な個人情報について求職者より収集せず、また申込者に対して、開示または提供しません。

申込者は、個人情報を自らの責任による適切な管理のもと秘密に保持し、求職者の事前の承諾なくして第三者に開示してはならず、また、本サービス以外の目的で使用することはできません。

申込者は、本サービスに必要な範囲を超えて個人情報を加工または複製することはできません。

申込者が求職者の採用選考を第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、採用選考の目的以外に求職者の個人情報を利用しないことを遵守させるものとします。

当社は、当社の業務提携先に対して、求人票や会社案内等、申込者から提供された情報または独自に収集した情報を開示または提供することがありますが、開示または提供に際し、当該業務提携先を適切に監督します（申込者が業務提携先への開示または提供を希望しない場合は、その旨を事前に書面にてお知らせください）。

●分離条項

本規約の一部の効力が、法令や確定判決により無効とされた場合であっても、その他の条項は引き続き効力を有するものとします。

●規約の変更

当社は、次の各号に定める場合、申込者の同意を得ることなく、本規約を変更することができるものとします。

本規約の変更が、申込者の一般の利益に適合する場合。

本規約の変更が、本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容、その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものである場合。・当社は、本規約の変更にあたり、変更実施日の1ヶ月前までに、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容を申込者に通知するものとします。

●法令遵守等

本サービスは職業紹介事業であることに鑑み、申込者は、求職者を採用するにあたり、関係諸法令（労働基準法、労働契約法、職業安定法等）の定める求人者の義務を遵守するものとします。なお、当社は、申込者と新規採用者との労使紛争、その他の紛争には一切介入しませんが、当社が人材紹介会社としての法的責任を問われる場合には、この限りではありません。

申込者および当社は、自己が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者のいずれにも該当しないこと、および今後もこれに該当しないことを表明・保証します。

申込者および当社は、相手方の信用不安その他本サービスに関する契約を継続し難いと認められる事由が生じた場合、本サービスに関する契約を解除することができるものとします。

申込者および当社は、相手方が前二項に定める事由に該当したことに基づき、本サービスに関する契約を解除した場合、相手方に対して損害の賠償を請求することができます。なお、本サービスに関する契約を解除された当事者は、相手方に対して損害の賠償を請求することはできないものとします。

申込者と請求先が異なる場合において、請求先から紹介手数料その他の金員の支払いがない場合は、申込者が当社に対して、当該金員を支払うものとします。

本サービスの利用により第三者に対して損害を生じさせた場合、自己の責任においてこれを解決されるものとし、当社は、一切の責任を負わないものとします。

本サービスに関して疑義のある事項については、申込者および当社は誠意をもって協議のうえ、円満に解決を図るものとします。万一、協議が調わない場合は、訴額に応じ、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

●（「マイナビ転職」への掲載に関する確認事項）

申込者は、本サービスの申込みにあたり、人材紹介の募集者を増やす目的として、当社が運営するインターネットサイト「マイナビ転職」とこれに付随する各種サービス（これらのサービスの内の無料のサービスに限定するものとします）を併せて申込むものとし、当社は、申込者から委託を受けて当該サービスの提供を行うものとし、なお、当該サービスにおける商品の詳細は別途申込者と当社との間で決定するものとします。なお、申込者はマイナビ転職への申込みにあたり、当社が定める『企業規約』の規定に従うものとします。

当社が運営するインターネットサイト「マイナビ転職」およびこれに付随する各種サービスのうち、有料のサービスを受けることを申込者が希望する場合は、申込者および当社は、当社が指定する方法で別途当該サービスの契約の締結を行うものとします。

以上

付則

2019年4月1日制定

2020年7月15日改定

2021年4月21日改定

2023年1月5日改定

2023年10月6日改定

2023年12月1日改定

2024年10月1日改定

2025年12月17日改定

求人者・求職者のみなさまへ

●取扱職種の範囲等

- ・職種・・・全職種
- ・地域・・・国内、大韓民国(※一部の事業所のみ)
※一部の事業所：銀座オフィス／名古屋支社／大阪支社／福岡支社

●苦情の処理に関する事項

求人者または求職者からの苦情については、各事業所の職業紹介責任者が誠意をもって対応します。

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当社の求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項については、次のとおりです。

- ・求人者の情報及び求職者の個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、当社の職業紹介事業に携わる者とする。個人情報取扱責任者は各事業所の職業紹介責任者とする。
- ・職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う事業所内の職員に対し、個人情報取り扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講することとする。
- ・取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
- ・個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。苦情処理担当者は各事業所の職業紹介責任者とする。

●手数料に関する事項

求職者からの手数料については、一切徴収いたしません。

求人者および関係雇用主からの手数料については、次のとおりです。

【手数料表】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者	
求人を受け付ける時の事務費用	0 円	
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	<p>選考実施金</p> <p>成功報酬</p>	<p>職業紹介の成否にかかわらず、求人者による求職者の選考につき 500,000 円</p> <p>職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、1 年間に支払われる賃金の 100%（または 10,000,000 円）</p> <p>上記のうちどちらか高い方とする。</p> <p>手数料負担者は求人者および関係雇用主とします。</p>
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬	<p>職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 100%</p> <p>手数料負担者は求人者および関係雇用主とします。</p>
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	<p>着手金</p> <p>活動 1 日当たり</p> <p>成功報酬</p>	<p>2,000,000 円</p> <p>5,000 円</p> <p>職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 100%</p> <p>手数料負担者は求人者および関係雇用主とします。</p>
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬	<p>職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 100%</p> <p>手数料負担者は関係雇用主とします。</p>

※契約期間が 1 年に満たない有期雇用の場合は、契約期間を 1 年間とした場合の年間想定賃金を算定基礎とします。

※上記手数料には、消費税が含まれておりません。

※上記手数料は上限であり、別途求人者と契約書・覚書等で定める手数料が優先されます。

許可番号 13 - ユ - 080554

株式会社マイナビ

●返戻金制度

当社は、下記のとおり、返戻金制度を設けております。

1. 当社の職業紹介により入社した求職者について、入社日から 90 日以内に自己都合を理由に退職された場合、当社は求人者から支払いを受けた紹介手数料の 50%を返金いたします。

2. 学校卒業見込者を対象とする職業紹介については、入社前であっても、求職者に帰責性ある入社辞退の場合は、当社は求人者から支払いを受けた紹介手数料の100%を返金し、入社後については、求職者に帰責性ある入社月内の退職に限り、当社は求人者から支払いを受けた紹介手数料の50%を返金いたします。

上記いずれにつきましても、契約書および覚書等で別途定めた場合は当該定めによりますので、詳細は契約書・覚書等をご確認ください。